

# 北しりべし廃棄物処理広域連合議会公印規則

制 定 平成14年6月27日議会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、北しりべし廃棄物処理広域連合(以下「広域連合」という。)議会の公印について必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の定義)

第2条 この規則において「公印」とは、広域連合議会の公文書に用いる広域連合議会印及び職印をいう。

(公印の名称等)

第3条 公印の種類別の名称、書体、形状、寸法、個数及び公印の使用区分は、別表のとおりとする。

(保管責任者)

第4条 公印保管の責めに任ずるため、公印保管責任者を置く。

2 公印保管責任者は、広域連合議会事務局次長をもって充てる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

種類	公印の名称	書体	形状	寸法	個数	使用区分
広域連合 議会印	北しりべし廃棄物処理広域 連合議会	てん書	正方形	ミリメートル 30×30	1	一般公文書用
職 印	北しりべし廃棄物処理広域 連合議会議長之印	〃	〃	24×24	1	〃
	北しりべし廃棄物処理広域 連合議会副議長印	〃	〃	〃	1	〃
	北しりべし廃棄物処理広域 連合議会事務局長	〃	〃	〃	1	〃